

「国の研究開発に関する大綱的指針」の骨子(案)

第1章 評価の基本的考え方

- 1.評価の目的・意義 2.評価対象の範囲 3.評価実施主体等の責務 4.評価の実施経緯と評価システム改革の方向性

第2章 評価の在り方

1.評価実施上の共通原則

(評価対象の設定、評価目的の設定、評価者の選任等、評価時期の設定、評価方法の設定、評価結果の取扱、評価実施体制の充実)

- 評価の公正さと透明性の確保 ⇒ 客観性の高い評価指標や外部評価の積極的活用、研究評価等の公表、評価内容等を被評価者に開示
- 評価結果の予算・人材等の資源配分への反映 ⇒ 事前、中間・事後評価の結果を継続/拡大/縮小/中止の予算・人材等の資源配分等へ反映
- 評価に必要な資源の確保と評価体制の整備 ⇒ 研究経験のある人材の確保、データベースの整備と電子システムの導入

2.留意すべき事項

- 研究を活性化させる視点からの評価、研究の特性に応じた評価の視点と方法、研究の質を重視した評価、科学技術の進展や社会情勢の変化に応じた評価、社会との関係に着目した評価、体系的かつ効率的な評価の実施

第3章 評価の実施 (対象別の評価方法)

1.研究開発施策の評価

- 研究開発戦略等の評価
- 研究開発制度等の評価

2.研究開発課題の評価

- (1) 競争的資金による課題
 - ピアレビューによる国際水準に照らした評価
 - 計画の妥当性と研究専従率の把握
- (2) 政策目的型プロジェクト資金による課題等
 - 第三者評価による科学的・社会経済的評価
- (3) 基盤的資金による課題
 - 機関長の責任において評価を実施

3.研究開発機関の評価

- 各機関の特性に応じた評価
- 機関運営と研究開発の2つの側面の評価
- 評価結果を機関長の評価につなげる

4.研究者の業績評価

- 機関長が評価ルールを整備し、責任を持って実施
- 多様な評価基準の設定

第4章 大綱的指針等の見直し

- 評価実施状況等のフォローアップ、必要に応じて適宜見直し